

大学共同利用機関法人自然科学研究機構クロスアポイントメントの実施に関する規程

平成27年 3月 1日

自機規程第100号

最終改正 令和 7年 9月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、研究者等が2つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究、開発及び教育に従事することを可能とするクロスアポイントメント制度の下、国内外における人的交流を促進し、もって大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の研究力の活性化並びにその強化を推進するために実施するクロスアポイントメントに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてクロスアポイントメントとは、機構以外の機関（以下「相手機関」という。）との協定書等の締結に基づく、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 研究教育職員等（大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）の適用を受ける研究教育職員、大学共同利用機関法人自然科学研究機構URA職員就業規則（平成25年通則第6号）の適用を受けるURA職員（特任専門員を除く。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）の適用を受ける年俸制職員（特任専門員を除く。）をいう。以下同じ。）が、機構における職員の身分を保有したまま相手機関の研究者等として雇用（第3号を除く。）され、機構及び当該相手機関の業務を行う場合。ただし、兼業によるものを除く。
- 二 相手機関の研究者等が、当該相手機関における研究者等の身分を保有したまま機構の研究教育職員等として雇用され、当該相手機関及び機構の業務を行う場合
- 三 研究教育職員等が、決められた時間数又は日数若しくは一定の期間（以下「時間数等」という。）、相手機関の研究者等として雇用される場合で、相手機関の業務を行った時間数等にかかる給与相当額については相手機関が支払い、機構はその相当額を減じて支払う場合
- 四 相手機関の研究者等が、機構の契約職員として雇用される場合で、機構の業務を行った時間数等にかかる給与相当額については機構が支払い、相手機関はその相当額を減じて支払う場合
- 五 海外の研究者等が、夏季などの無給となる一定の期間、機構において研究業務等

を行う場合で、その期間について機構の年俸制職員（特任教員に限る。）として雇用される場合

（クロスアポイントメント実施の手続き）

第3条 前条に該当する研究教育職員等又は相手機関の研究者等（以下「職員等」という。）にクロスアポイントメントを実施しようとする場合は、あらかじめ機関の議を経て行わなければならない。

2 機関の長は、前項の規定に基づきクロスアポイントメントを締結（変更を含む。）したときは、相手機関との協定内容を役員会に報告しなければならない。

（協定の締結）

第4条 機構長は、クロスアポイントメントを実施しようとする場合は、相手機関の長（相手機関の実情に応じ、職員等の給与に権限と責任を有し、職員等が業務を行う組織の長と読み替えることができる。この場合において、当条項における「機構長」は「機関の長等」に読み替えることができる。）と協定書等を締結しなければならない。

2 クロスアポイントメントの協定に当たっては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 クロスアポイントメントを実施する対象職員等の職及び氏名
- 二 クロスアポイントメントの実施期間
- 三 対象職員等の業務及び従事割合
- 四 対象職員等の労働条件等
- 五 職務発明等の取扱い
- 六 その他クロスアポイントメントの実施に関し必要な事項

3 機構長は、協定書等の内容について、クロスアポイントメントを実施しようとする職員等の同意を文書で得なければならない。

（機構における給与及び勤務時間等）

第5条 前条第2項第4号に掲げる労働条件等については、相手機関との協議により決定する。ただし、第2条第1号及び第3号の規定に定める研究教育職員等のクロスアポイントメント実施期間中における給与並びに勤務時間及び年次休暇等は、原則として機構関係規程に基づくものとし、その従事割合に応じて得た給与及び勤務時間等とする。

（機関の長のクロスアポイントメント）

第6条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）

第6条第1項第1号に定める機関の長のクロスアポイントメントについては、この規程によるものとする。ただし、実施に当たっては、第3条第2項の規定にかかわらず、役員会の承認を得なければならない。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメントの実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月18日改正）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。